

きちんと飼育していますか？

10月16日から11月15日までは、**動物愛護管理強化月間**となっています。

犬を飼っているのに町に登録していない、狂犬病予防注射を打っていない、首輪やリードを適切に付けていない、野良猫に餌を与えているがその他の面倒は見ない、猫を飼っているが家への出入りは自由にさせている等、こういう行為は適正な飼育とは言えません。もう一度ペットとの生活について、考えてみてください。

○犬を飼育する場合は、町に登録し、

毎年1回狂犬病予防注射を摂取する必要があります。

狂犬病予防注射を受けた場合は、町に報告する必要があります。

○町から交付された鑑札、注射済票を装着しましょう。

迷子になっても、番号で飼い主が分かります。

○野良猫に餌を与えた結果、

不幸な子猫が生まれるケースが増えています。

野良猫に餌を与えている方は、その猫の管理者（飼育者）となります。

猫に不妊去勢手術を受けさせ、ふん尿の後始末は管理者が責任を持って行い、まわりに迷惑をかけないようにしましょう。

○猫は室内で飼いましょう。

予期せぬ繁殖、交通事故、感染症などから猫の命を守れます。

○不妊去勢手術を受けさせましょう。

猫は繁殖力が強く、年2～4回、1回に4～8匹出産することもあります。

メスは生後4～12ヵ月で繁殖、オスは生後8～12ヵ月で交尾可能です。

手に負えなくなる前に手術を受けさせましょう。

○猫を捨てない。

猫の遺棄は犯罪です。野良猫になった猫は交通事故や病気により生後6か月までに75%が死に、寿命は5年以下との報告もあります。猫がその命を終えるまで適正に飼いましょう。

○犬・猫が迷子になった場合や保護した場合には、

福島県動物愛護センター等にご相談ください。

お問合せ先：福島県動物愛護センター会津支所電話 0242-29-5517